

差出人: hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp  
送信日時: 2024年5月28日火曜日 13:17  
宛先: hqt-kensetsugyouka@ki.mlit.go.jp  
件名: 【国土交通省建設業課：事務連絡】資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について（全面施行周知）  
添付ファイル: 01\_【事務連絡】資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程の再周知について .pdf; 02\_別紙1～別紙6 .pdf; 【参考：前回事務連絡】.zip

建設業団体 各位  
(BCCでお送りしております。)

平素よりお世話になっております。  
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課です。

日頃より、建設業行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
令和5年3月13日付け、事務連絡「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について」にて周知いたしました制度につきまして、  
令和6年6月1日に、全面施行（建設発生土の最終搬出先までの確認の義務化）されますので、改めて周知いたします。  
※参考に前回 R5.3.13 に発出しました事務連絡を添付いたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただくとともに、引き続き制度の適切な運用に努めていただくよう、格段のご配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。  
\*\*\*\*\*  
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
TEL：03-5253-8277  
MAIL：[hqt-kensetsugyouka@ki.mlit.go.jp](mailto:hqt-kensetsugyouka@ki.mlit.go.jp)  
\*\*\*\*\*